

## 第三十一回 参議院商工委員会會議録 第二十三号

(一八五)

昭和三十四年三月二十六日(木曜日)午後一時四十三分開会

## 委員の異動

本日委員森田豊壽君及び小澤久太郎君辞任につき、その補欠として西岡ハル君及び上林忠次君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

島 上原 正吉君  
大竹平八郎君

委員

上林 忠次君  
木島 虎藏君  
鈴木 万平君

高橋 進太郎君  
高橋 衛君

○理事(島清君) 本日、小澤久太郎君及び森田豊壽君が辞任をされ、上林忠次君及び西岡ハル君が選任されました。

○理事(島清君) まず、参考人の出席要求についてお詰りいたします。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について参考意見を聽取るため、参考人の出席を求める旨存じますが、御異議ございませんか。

○理事(島清君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、参考人の人選及び出席を求める日等につきましては、委員長に御

○政府委員(佐々木義武君) 二つ問題

第一段の、大きい発電炉等を導入を

ます。 保険業界側と折衝中でございます。  
○阿部竹松君 このコールダーホール

通商産業省 小出 榮一君  
事務局側 常任委員 小田橋貞寿君  
会専門員 日高准之介君  
説明員 通商産業省通 商局振興部長

一任願います。

○理事(島清君) 次に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたし、昨日に引き続き質疑を行います。

○阿部竹松君 昨日、長時間にわたってお尋ねいたしましたので、大体内容は理解できたつもりでございますが、なお一二三點についてお尋ねしたいと思います。

○参考人の出席要求に関する件  
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○輸出品デザイン法案(内閣提出、衆議院送付)

○商工委員会を開会いたします。  
委員の変更について、御報告いたしました。

○理事(島清君) それでは、これより商工委員会を開会いたします。

本日、小澤久太郎君及び森田豊壽君が辞任をされ、上林忠次君及び西岡ハル君が選任されました。

○理事(島清君) まず、参考人の出席要求についてお詰りいたします。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について参考意見を聽取るため、参考人の出席を求める旨存じますが、御異議ございませんか。

○政府委員(佐々木義武君) 二つ問題

がございまして、一つはただいまこの法案にうたつております暫定的な意味の保険プロール、従いまして、それに基づいて、当然地震の問題も、まあかりました保険約款といったようなものは、地震をどういうふうに扱っている

予想いたしまして、この際における保険はどうかと申しますと、こういう場合には、英國から導入いたしましたといたしまして、向うでも、耐震構造というものに対する研究もし、検討した上で導入するのでございますから、保険を

かという点が第一点でございます。第二点は、将来、と申しましても、おそらく次の国会になろうと期待しておりますけれども、それまでに現在の保険法等に基かない特殊な原子力保険法というふうなものを体系づけまして、これを法案の形式で御提出したいといふのが第二番目の問題でございます。

そこで、ただいま阿部先生からお話をございましたのは、前者の問題かと思いますが、たまたま作っておりますが、たまたま保険ブールは、この前にも御説明申し上げましたように、現在の保険法に基きまして作ったものがございますから、従来の普通の損害保険の場合と、ほぼ同様の慣習等にのっとりまして作成したものでありますから、

○理事(島清君) 退席、理事大竹平八郎君着席

これには、原案としては、地震は保険の責任範囲から除いてござります。しかし、それは原案でありまして、政府といたしましては、できるだけこの同じ地震でも、いろいろ強弱の関係がござりますので、その範囲を、ある程度限りたいということで、これは法律問題ではありませんが、約款につきましては、やはり保険会社としては受け取るかという問題までになって参りますと、特別法を作る際に、非常に疑問になる問題かと存じます。そういう範囲の問題等がござりますけれども、この次に作ります特殊など申しますが、本格的な意味の保険あるいは補償法等におきましては、そういう点は、十分免責の範囲等も厳密にいたしまして作って参りたいというふうに考えております。

○阿部竹松君 このコールダーホールは、関東震災の三倍の強震にも耐え得ます。

るだろうとおっしゃるけれども、それはしかし、その試験がとにかくあれでしよう、技術が進んでるから、そういうことをおっしゃるかもしれませんけれども、これはあくまで、そういう問題が起きたときの補償ですから、そういう問題について、一々明確にしておかなければならぬので、私は今、局长さんの御答弁のように長い御答弁でなくて、地震が起きた場合に、一体どうなるのですか。こういうことなんですね。そのときは、責任負うのですか、負わぬのですか。ということは強震であるか微震であるか、これはわかるけれども、しかし、機械がばんといつて、なくなってしまったら、これはちょっとわからぬでしょう、何のためか、機械のためか、地震のためか、何かね。そのときに必要だから、この法律をもつて補償制度を作つておくといふのですから、そのあたりイエスかノーかどちらかでけつこうなんです。

○政府委員(佐々木義武君) コール ダーホールの炉の問題は別にいたしましてから、ここを論議しなければ、法律はできただれども、残りの問題は保険会社と交渉の上だということになるよう気がしますがね。

○政府委員(佐々木義武君) この法案に規定いたしましたのは、原子炉を設置したい者は、第三者等に対する災害に對して、どういう保障方法を講ずるか、それから政府ではそれを許可するかし、その付帯決議の通りやりますと、大いに論議されたようですが、しかし、大いに論議されたようですが、これが付帯決議として国家補償の問題に對して、どういう保障方法を講ずるか、その許可は与えちゃいかぬといふのがこの法案の内容でございまして、五年前にやられるか別とやられるか、一年後にやられるか別と、とにかく国家補償という制度がないわけですね。衆議院の科学技術特別委員会ですか、こ

うで、そこで、最後には国家補償という制度がないわけですね。衆議院の科学技術特別委員会ですか、ここで付帯決議として国家補償の問題に對して、どういう保障方法を講ずるか、それから政府ではそれを許可するかし、その付帯決議の通りやりますと、大いに論議されたようですが、しかし、大いに論議されたようですが、これが付帯決議として国家補償の問題に對して、どういう保障方法を講ずるか、その許可は与えちゃいかぬといふのがこの法案の内容でございまして、五年前にやられるか別とやられるか、一年後にやられるか別と、とにかく国家補償という制度がないわけですね。衆議院の科学技術特別委員会ですか、こ

うで、そこで、最後には国家補償という制度がないわけですね。衆議院の科学技術特別委員会ですか、ここで付帯決議として国家補償の問題に對して、どういう保障方法を講ずるか、それから政府ではそれを許可するかし、その付帯決議の通りやりますと、大いに論議されたようですが、しかし、大いに論議されたようですが、これが付帯決議として国家補償の問題に對して、どういう保障方法を講ずるか、その許可は与えちゃいかぬといふのがこの法案の内容でございまして、五年前にやられるか別とやられるか、一年後にやられるか別と、とにかく国家補償という制度がないわけですね。衆議院の科学技術特別委員会ですか、こ

うで、そこで、最後には国家補償という制度がないわけですね。衆議院の科学技術特別委員会ですか、ここで付帯決議として国家補償の問題に對して、どういう保障方法を講ずるか、それから政府ではそれを許可するかし、その付帯決議の通りやりますと、大いに論議されたようですが、しかし、大いに論議されたようですが、これが付帯決議として国家補償の問題に對して、どういう保障方法を講ずるか、その許可は与えちゃいかぬといふのがこの法案の内容でございまして、五年前にやられるか別とやられるか、一年後にやられるか別と、とにかく国家補償という制度がないわけですね。衆議院の科学技術特別委員会ですか、こ

うで、そこで、最後には国家補償という制度がないわけですね。衆議院の科学技術特別委員会ですか、ここで付帯決議として国家補償の問題に對して、どういう保障方法を講ずるか、それから政府ではそれを許可するかし、その付帯決議の通りやりますと、大いに論議されたようですが、しかし、大いに論議されたようですが、これが付帯決議として国家補償の問題に對して、どういう保障方法を講ずるか、その許可は与えちゃいかぬといふのがこの法案の内容でございまして、五年前にやられるか別とやられるか、一年後にやられるか別と、とにかく国家補償という制度がないわけですね。衆議院の科学技術特別委員会ですか、こ

うで、そこで、最後には国家補償という制度がないわけですね。衆議院の科学技術特別委員会ですか、ここで付帯決議として国家補償の問題に對して、どういう保障方法を講ずるか、それから政府ではそれを許可するかし、その付帯決議の通りやりますと、大いに論議されたようですが、しかし、大いに論議されたようですが、これが付帯決議として国家補償の問題に對して、どういう保障方法を講ずるか、その許可は与えちゃいかぬといふのがこの法案の内容でございまして、五年前にやられるか別とやられるか、一年後にやられるか別と、とにかく国家補償という制度がないわけですね。衆議院の科学技術特別委員会ですか、こ

うで、そこで、最後には国家補償という制度がないわけですね。衆議院の科学技術特別委員会ですか、ここで付帯決議として国家補償の問題に對して、どういう保障方法を講ずるか、それから政府ではそれを許可するかし、その付帯決議の通りやりますと、大いに論議されたようですが、しかし、大いに論議されたようですが、これが付帯決議として国家補償の問題に對して、どういう保障方法を講ずるか、その許可は与えちゃいかぬといふのがこの法案の内容でございまして、五年前にやられるか別とやられるか、一年後にやられるか別と、とにかく国家補償という制度がないわけですね。衆議院の科学技術特別委員会ですか、こ

うで、そこで、最後には国家補償という制度がないわけですね。衆議院の科学技術特別委員会ですか、ここで付帯決議として国家補償の問題に對して、どういう保障方法を講ずるか、それから政府ではそれを許可するかし、その付帯決議の通りやりますと、大いに論議されたようですが、しかし、大いに論議されたようですが、これが付帯決議として国家補償の問題に對して、どういう保障方法を講ずるか、その許可は与えちゃいかぬといふのがこの法案の内容でございまして、五年前にやられるか別とやられるか、一年後にやられるか別と、とにかく国家補償という制度がないわけですね。衆議院の科学技術特別委員会ですか、こ

等は、一体どう扱うのか、それから最終的な責任者、あるいはその仕上げ等を、どういうふうに考えたらよろしいか、あるいは各国の例等は、一体どうなっておるのかといったような問題等、具体的に調査する。あるいは研究する問題がたくさんございますので、一方では、海外に調査団を派遣いたしまして、つぶさに海外の本問題に関する調査を、ただいま終つてござります。それから原子力委員会の中には、この問題に関する特別委員会を組成いたしまして、東大の我妻教授が、みずから進んで委員長になつて下さいまして、日本では、こういう問題に対する最高と思われる人が集まつて、非常に活発に、ただいま十数回会議を重ねつております。

そういうことで、法律論からいたしましても、非常にむずかしい議論が含まれておりますし、また現実の問題といたしましても、これを具体化する場合には、非常に各國とも、多種多様な考え方で、必ずしも一致してございません。たとえば英國の例などは、英國では五十億までは保険金額の限度となつておりますけれども、それ以上こした場合の措置は、一体どうするかといたしましては、ただいま法案を審議中でございますけれども、原案によりますと、国会がその処分をきめて、そして国会のきめた方針に従つて政府あるいは企業者等がそれを処理されるというふうな工合にして、それ以上の災害が起きた場合には、ちょうど日本で申しますと、関東大震災とか、あるいは猛烈な台風とかが起きた場合の事後の処置をどうするかというふうな同じような考え方で、そのとき

等は、一体どう扱うのか、それから最終的に調査する。あるいは研究する問題がたくさんございますので、一方では、海外に調査団を派遣いたしまして、つぶさに海外の本問題に関する調査を、ただいま終つてござります。それから原子力委員会の中には、この問題に関する特別委員会を組成いたしまして、東大の我妻教授が、みずから進んで委員長になつて下さいまして、日本では、こういう問題に対する最高と思われる人が集まつて、非常に活発に、ただいま十数回会議を重ねつております。

○阿部竹松君 万々一のときは、責任を負うとかなんとかとおっしゃつておられますが、どうもそのあたりは、わざわざお聞きいたしましたから、これは委員会で局長が答弁しておられると、さっぱりこういうところに該当するものが、将来、ないような意味に聞かれるわけですよ。そのくらいまでございましたが、そういうふうに、お聞きいたしましたから、これで質問を終ります。

○阿部竹松君 万々一のときは、責任を負うとかなんとかとおっしゃつておられますが、どうもそのあたりは、わざわざお聞きいたしましたから、これは委員会で局長が答弁しておられると、さっぱりこういうところに該当するものが、将来、ないような意味に聞かれるわけですよ。そのくらいまでございましたが、そういうふうに、お聞きいたしましたから、これで質問を終ります。

○阿部竹松君 私は、衆議院の特別委員会で、三、四回にわたつて、原子力の問題を調査しましたが、そのときに、わざわざお聞きいたしましたから、これで質問を終ります。

○阿部竹松君 私は、衆議院の特別委員会で、三、四回にわたつて、原子力の問題を調査しましたが、そのときに、わざわざお聞きいたしましたから、これで質問を終ります。

○阿部竹松君 万々一のときは、責任を負うとかなんとかとおっしゃつておられますが、どうもそのあたりは、わざわざお聞きいたしましたから、これは委員会で局長が答弁しておられると、さっぱりこういうところに該当するものが、将来、ないような意味に聞かれるわけですよ。そのくらいまでございましたが、そういうふうに、お聞きいたしましたから、これで質問を終ります。

○阿部竹松君 私は、衆議院の特別委員会で、三、四回にわたつて、原子力の問題を調査しましたが、そのときに、わざわざお聞きいたしましたから、これで質問を終ります。

○阿部竹松君 私は、衆議院の特別委員会で、三、四回にわたつて、原子力の問題を調査しましたが、そのときに、わざわざお聞きいたしましたから、これで質問を終ります。

○阿部竹松君 私は、衆議院の特別委員会で、三、四回にわたつて、原子力の問題を調査しましたが、そのときに、わざわざお聞きいたしましたから、これで質問を終ります。



そういう取り計らいでいいです。

○理事(大竹平八郎君) 速記をとめ。

【速記中止】

○國務大臣(高崎謹之助君) 本日、本

案を審議していただく上からして、政  
府委員として通商局長が出席する予定  
でございましたが、昨晩来、通商局長  
が発熱いたしまして、けさほどその届  
出があつて、お願いしたようなわけで  
ございますが、つきましては、この運  
用について、説明は日高振興部長が十  
分御説明いたします。かたがた、官房  
長も、こちらも参っておりませんから、  
私全責任をもつて答弁さしていただき  
たいと思いますから、よろしくお取り  
計らい願います。

○島清君 ただいま阿部委員から御発  
言もございましたので、頂門の一針だ  
と思ひます。なるべくなら、大臣の方  
から御答弁をいただいて、そして、  
まあこまかい点で、大臣の方から御答  
弁の必要がないと思われるような部分  
については、説明員をして当らしてい  
ただいてもようございますけれども、  
そのように、一つ御配慮をいただき  
たいと思います。

○島清君 ただいま御説明によりまして、輸  
出取引法の意匠協定ができる業種  
の貨物が、特定貨物となることはわ  
かっただけですが、そのような協定が  
できない業界といえば、おそらく思想  
統一の困難な業界であろうということ  
は、想像にかたくないと思うのです。  
で、そういうところで、意匠センター  
のような認定機関の適当なものがある  
かどうか、それは、はなはだ疑問だと  
思うのです。認定機関となる機関は、  
どんなような方法でお作りになるか。

認定機関は、申請によって指定される  
のですが、その申請も、業界全体の意  
思ではないように思えるのです。その  
点は、どうですか。

こうなると、認定機関のとき、登  
録認定を行う強力な機関が、政府の意  
思によって生れる結果になるのではな  
いか。一種の官僚統制とでもいうよう  
なものができ上つて、アウトサイダー  
規制に近いものになる危険性があるの  
ではないかと思うのです。輸出入取引  
法のアウトサイダー規制でおやりに  
なつても、それは、結局は同じじやな  
いかというような気がするのですが、  
その点、いかがございましょうか。

○國務大臣(高崎謹之助君) こういう  
ふうな思想統一をしないような小さな  
業者が多いと思いますが、それをよく  
普導していく、大きくしていかなければ  
なれべならない、こう思うわけでござい  
ます。

従いまして、そういうふうな小企業  
者の認定機関を作ります上におきまし  
ては、御説のことく、政府は、ある程  
度これを指導していかなければ、なか  
なかできないかと思いますが、その結  
果、これは官僚統制に陥るというふう  
な御心配は、私は、当然だと思います  
が、特定貨物となることはわ  
かっただけですが、そのような協定が  
できない業界といえば、おそらく思想  
統一の困難な業界であるということ  
は、想像にかたくないと思うのです。  
で、そういうところで、意匠センター  
のような認定機関を作  
ることにしていきたいというふうに思つてお  
るわけであります。

○島清君 これは、意匠登録がなされ  
ている場合、本法において二重にデザ  
インの登録を行うことになるわけです  
ね。そういう場合の実益は、どこにあ  
るのですかね。私は加えて本法の登録  
されるわけです。そういう場合に、通  
どんなんのような方法でお作りになるか。

の効果は、一体か登録した場合と、  
登録しない場合との一体、相違は、ど  
うですか。

○説明員(日高準之介君) これは、昨  
日もちょっと御説明申し上げたかと思  
いますが、意匠法による登録の方は、  
はつきりいたしました権利でございま  
す。それで輸出品デザイン法におきま  
す登録の方は、これは権利ではござい  
ませんで、ただ輸出をするか、しない  
かというための行政的な処分に過ぎな  
いわけでござります。

その意味で、この法律を運用いたし  
ましたも、あくまで意匠法とか、実用  
新案法によります権利は、そのまま  
残っておりますので、それによる権利  
の追求ができるということ、それか  
ら、もう一つは、意匠法なり、実用新  
案法、その他工業所有権法の方は、あ  
くまで侵害いたしました場合に、訴訟  
損害賠償という形で権利を争わなけれ  
ばならない。ところが、輸出の場合に  
はそういう処置をやっておりますと、  
ほとんど一月か、二月で勝負が実際の  
方はついてしまいますから、事前のチ  
エックをやりたいというのが、この法  
律でございます。

○説明員(日高準之介君) この通商  
政策大臣の行います登録認定につきまし  
ては、これは、本来の認定機関がござ  
いませんときには例外的に指定を  
して一つ御説明を願いたい、こう思  
います。

○島清君 デザインの盗用防止のため  
の認定をやるに際して、本法が成立す  
れば、通商大臣のやる場合と、それか  
ら認定機関のやる場合と、それから自  
主協定によってやる場合と、それから自  
主協定によってやる場合と、三つが認  
えられるわけです。そういう場合に、通  
どんなんのような方法でお作りになるか。

商大臣が国の機関として実施をした場  
合、業者の負担は、少くないのですね。  
それから認定機関が実施をすれば、  
国補助があるのですね。ところ

が、自主的な意匠協定で行えば、全部  
が業者の負担になるというのですね。  
もしもこういうことがあれば、業者と  
しては負担する費用の少いことを當  
然、これは望むですから、自主協

定でできる場合でも、認定機関になつ  
た方がよろしいわけですから、それを

選ぶわけです。場合によれば通商大臣  
にやってもらった方が、金がかからな  
いと考えるかも知れぬわけです。そ

うすると、自主協定というものが望ま  
しい姿であるとすると、ならば、認定機関

だけではなく、そのほかの意匠センター  
にも、相当の援助をして育成するとい  
う方向に持っていくべきだと思うの  
です。

で、通商当局の方針と、それに対す  
る具体的な対策というものは、一体どう  
いうふうになつておりますか。

また、ついでに三十四条の認定機関  
に対する国の援助等は、どういうもの  
を示すか、これについて、あわせ

ます。現在、昭和三十三年度なり、三  
十四年度の予算におきましても、雑貨  
セントー、織維、意匠センター、陶磁  
器センター、それぞれに対しまして補

助金を出しております。

そういう状況でござりますので、補  
助金の関係、援助の関係と業界の負担  
といふものは、直接関係はないとい  
うふうに御了解いただきたいと思  
います。

○島清君 これは、あとで修正意見を  
出したいと思っておるので、この  
法案の中に、二、三箇所に、輸出入取引  
等の秩序の確立に関する法律が引用さ  
れているのですね。これは、いうまで  
もないのですが、輸出入取引法が、今  
国会でそのような法律になり、そう改  
正することを前提として改正された  
などの名称を使用しておられると思う  
のですね。

定は、ほとんど実際上はないというふ  
うに御了解いただけてけつこうだと思  
います。

それから、なお今の経費の関係でご  
ざいますが、認定なり登録についての  
手数料は、これは認定機関の場合も、  
通商大臣の場合も、同様でございます。

ただ、この認定機関に対する援助の  
点でございますが、この援助につきま  
しては、これは本法による認定機関で  
あるか、あるいは自主協定によります  
機関でありますか、そのいづれかの  
区別によりませんで、これは、まあ別  
の見地で、デザインの奨励なり、ある  
いはデザインの保全という建前で補助  
をやつて参りますことになります。

で、その補助のために、特に認定機関  
を希望するものがふえるとか、そういう  
ことはないというふうに感じております。

十四年度の予算におきましても、雑貨  
セントー、織維、意匠センター、陶磁  
器センター、それぞれに対しまして補

助金を出しております。

そういう状況でござりますので、補  
助金の関係、援助の関係と業界の負担  
といふものは、直接関係はないとい  
うふうに御了解いただきたいと思  
います。

○島清君 これは、あとで修正意見を  
出したいと思っておるので、この  
法案の中に、二、三箇所に、輸出入取引  
等の秩序の確立に関する法律が引用さ  
れているのですね。これは、いうまで  
もないのですが、輸出入取引法が、今  
国会でそのような法律になり、そう改  
正することを前提として改正された  
などの名称を使用しておられると思う  
のですね。

しかし、これは御承知の通り、輸出入引法の一部を改正する法律案はなかなか、そうたやすく通りそうもないのですね。また、われわれもこの法案について、全面的に賛成というわけでもないわけです。この問題は、しばらく輸出入引法に戻して、改正案なりの成り行きを見られることが至当のように思ひます。ですが、大臣は、どのように考へてござりますか。

○國務大臣(高橋選之助君) 請説の通りでございまして、これは輸出入取引法が、これが通過しなかつた、成立しなかつたという場合は、これは修正を加えていただくということになつております。

○島満君 認定機関の指定の条件です。

○國務大臣(高橋選之助君) お説の通りでございまして、これは輸出入取引法が、これが通過しなかつた、成立しなかつたという場合は、これは修正を

おこなつた、この間には、ただいま施行は、公布の日から六ヶ月の期間をおいております。その間に、ただいま御指摘のありましたような準備は、できるだけいたすということにいたしております。

それからなおこの指定をいたしましてから後も、特許庁の関係の工業所有権関係の資料とは、必ず連絡をいたしまして、なお、こちらの登録資料は、特許庁の方に連絡をするというふうな手段を講ずるということにいたしております。

それから、なお、ただいまお話の外

図書館などを私は視察をしたのですが、その資料を整備することは、なか

に分けて明記されているのですね。

その第一には、必要な資料を持つて

いることと、特許庁の意匠課の資料や

図書館などを私は視察をしたのですね。第二十二条には、これが七項

目に分けて明記されているのですね。

その第一には、必要な資料を持つて

いることと、特許庁の意匠課の資料や

図書館などを私は視察をしたのですね。第二十二条には、これが七項

目に分けて明記されているのですね。

えるのでござりますか。

○説明員(日高準之介君) この登録をいたします、指定をいたしますに当りましては、できるだけ事前準備を十分におこなつて、いろいろの資料とかそういうものが、ある程度整つた上で指定をし、発足をするというふうに進めるつもりであります。

施行は、公布の日から六ヶ月の期間をおいております。その間に、ただいま御指摘のありましたような準備は、できるだけいたすということにいたしておられます。

それからなおこの指定をいたしましてから後も、特許庁の関係の工業所有権関係の資料とは、必ず連絡をいたしまして、なお、こちらの登録資料は、特許庁の方に連絡をするというふうな手段を講ずるということにいたしておられます。

わけですね。

と申し上げますことは、第一に、デザイン登録が行われた後に、意匠登録が拒絶された場合、第二にデザイン登録がなされ、意匠登録がなされておられるというようなことがありますね。そのおののの場合について、この矛盾はどうやって一體調整されるというふうにお考へになるか。

それから次に、そういう場合に、本

と申しあげますことは、第一に、デ

ザイン登録が行われた後に、意匠登

録が拒絶された場合、第二にデザイン登録がなされ、意匠登録がなされてお

られるというふうにお考へになるか。

それがどういう場合に、輸出の認定が伴つておれば、損害賠償を要求し

たくなるかもしないが、それを一体

相手に、どこにそれを訴えることにな

るか、その救済はどうするかというよ

うな問題が起つてくると思うのです。

それについてはどのよう御説明願

えるのでござりますか。

○説明員(日高準之介君) 第一の、特

許庁の登録と輸出品デザイン法との登

録のその点でござりますが、これは、いろいろの場合がございますが、第一

の場合は、この場合に、どちらの

法で判断をいたしまして、やはりこ

れから今まで、大体こちらの

特許庁で他人の登録意匠ではないとい

うことで登録をいたしました。それで

こちらで、この認定機関の方は、これ

は他人のものに類似をしているとい

うことで登録をしなかつたという場

合、この場合は、当然特許庁で登録を

された人の方が——もし他人が……こ

ちらで、輸出をする権利を侵害される

わけでござりますから、やはりこれ

は、権利侵害の異議の申し立て、これ

は、この場合には、特許で登録され

ました場合におきましては、故意ま

たは過失で他人の権利を侵害したとい

うことになりますので、従つて損害賠

償の対象としては、民法の場合は、認

定機関が被告にはなりますが、故意ま

たは過失の権利侵害という事實がござ

いましたが、損害賠償の責めに任ずる、

それは過失の権利侵害という事實がござ

いましたが、損害賠償の責めに任ずる、

それは過失の権利侵害という事實がござ

いましたが、損害賠償の責めに任ずる、

それがどうか、この点は直ちに……行政処理の申し立てができるということがあります。そのため、公知意匠でござりますと、だれでも使用者は、本来だれでも使えるはずの人が今度はこちらの法律で特定の人しか輸出できぬではないかといううふうな判断をして登録をしたといううふうな場合がござりますが、この場合には、この場合に、本

と申しますが、この場合に、本

と申しますが、この場合に、本

と申しますが、この場合に、本

と申しますが、この場合に、本

と申しますが、この場合に、本

と申しますが、この場合に、本

と申しますが、この場合に、本

願の関係が起り得ると思うのです。その場合のことについて聞きたいわけですが、意匠登録を出願している間に、だれかほかの人が、同じデザインのものを認定機関の方へ登録の申請をする、これの方が、かえって早く登録決まりになるのです。今の特許庁の審査能力では、そういうことは当然に考えられる。その後、特許庁の方へ意匠が登録されるようになると、認定機関へ登録したデザインはどうなるのか、取り消されるのかどうか。

また、こういう事態が起らないように特許庁と認定機関との間に、先願の関係の連絡をすることは考えられるか、考えられないか、検査機関とだけは連絡するが、これは三十三条ですか、特許庁との関係はどうなっているかその御説明を願いたいと思います。

○説明員(日高準之介君) 第一の御質問でございますが、これは、その場合におきましては、この法律で、第十一

条におきまして、登録を受けましたデザイナーが第三条の第二項第一号から第三号までに該当するに至ったというの

がありますが、その第三条の第二項の第二号に、「他人の登録実用新案又は登録意匠と同一又は類似のデザイン」というのがございます。従つて今の場合は、認定機関で一応登録をいたしましても、そのあとで、出願中の意匠が登録になった場合は、この条項によりまして、登録を取り消すということになるわけであります。

それで第二の御質問の特許庁との連絡でござりますが、この条文にもござります通り、認定機関では、特許庁に登録をされております資料は全部特許庁から回してもらいまして、全部こちら

に保管するという建前をとつておりますので、その点につきましては、密接な連絡が保持できるかと思います。ただ出願という場合は、これは今の方に連絡をするという建前をとつております。

○島清君 どうもやはり、こういった

としては、一応割り切つてしまわない

と、そういうことの事態が発生して

御説明では、大へん不十分です、説明

も、やむを得ないだらうというような

だとすると、やはり、そういう場合の

解決のかぎが、この法律の中に、明確

であるということではないと、はなはだ困るのじやないです。

○説明員(日高準之介君) これはやむを得ないと言いましたのは、実は、特

許庁の方へ登録の出願をやっておりま

す場合は、これは権利として、まだ全然

確定しておりませんで、登録によって、

十五年間の輸出を占用することになる

んですね、そういうふうに思えるんですね、それは一体どうなんですか。

さらにもう一点、登録の有効

期間の更新は申請によって自動的に十

五年間まで許されるのか、それとも更

新申請に際して、認定機関は再登録拒絶をすることができるのかどうか、そ

の点を御説明を願いたい。

○説明員(日高準之介君) この第一の

御質問でございますが、この輸出品デ

ザイン法の趣旨といたしまして、これ

は、輸出取引でございますので、でき

るだけ早く問題を解決するという必要

としては、協議ということにしておりま

すが、協議をいたしておりますと、そ

の数ヶ月の間に、もう問題が進んでし

まうという状況になりますので、この

処置の敏速を期しますために、くじに

もよるということにいたしましたのでござ

います。従つてそういう場合にはやは

けでござります。

○島清君 どうもやはり、こういった

ような、当然予想される問題につい

て、やむを得ないだらうというような

御説明では、大へん不十分です、説明

も、やむを得ないだらうという御説明

だとすると、やはり、そういう場合の

解決のかぎが、この法律の中に、明確

であるということではないと、はなはだ困るのじやないです。

○説明員(日高準之介君) これはやむを得ないと言いましたのは、実は、特

許庁の方へ登録の出願をやっておりま

す場合は、これは権利として、まだ全然

確定しておりませんで、登録によって、

十五年間の輸出を占用することになる

んですね、それは一体どうなんですか。

さらにもう一点、登録の有効

期間の更新は申請によって自動的に十

五年間まで許されるのか、それとも更

新申請に際して、認定機関は再登録拒

絶をすることができるのかどうか、そ

の点を御説明を願いたい。

○説明員(日高準之介君) この第一の

御質問でございますが、この輸出品デ

ザイン法の趣旨といたしまして、これ

は、輸出取引でございますので、でき

るだけ早く問題を解決するという必要

としては、協議ということにしておりま

すが、協議をいたしておりますと、そ

の数ヶ月の間に、もう問題が進んでし

まうという状況になりますので、この

処置の敏速を期しますために、くじに

もよるということにいたしましたのでござ

います。従つてそういう場合にはやは

けでござります。

○島清君 これはついでに、非常にこまかいことなので、大へん恐縮なんですが、同日に二つの同じデザインの登録の申請があつたとする場合、またあります。そこで次に、更新の十五年の場合としては、あるいはあり得ないかも知れぬが、意匠権の場合は、両者の「協議ニ依リ」ということになつておられます。そこで協議が整わなければ、なかつたものとされるんですよ、実際問題としては。あるいはあり得ないかも知れませんが、しかしながら起り得ることは予想されるんですね、で、万一協議が整わなかつた場合、本法では、登録取り消しとするのか、そのまま登録しておくのか、そのまま登録ということがありますね、それが一体どうなんですか。さらにまた、もう一点、登録の有効期間の更新は申請によって自動的に十五年間の輸出を占用することになるんですね、そういうふうに思えるんですね、それは一体どうなんですか。

○島清君 まあ本法の登録の有効期間の切れたデザインは、すなわち十五年を過ぎたものは、特定の者が使用するものとして、国内で広く認識されいるデesignを解釈されるのか、それともだれでも認定を受けられるデザインとして解釈をするのか、この問題は、次のようなことが考えられると思うんです。

○説明員(日高準之介君) すなわち十五年間、デザインを独占して用いていると、そのデザインについて、これを登録しているものが、常に用いているものであることを広く認識されることになることが多いと思われます。従つて権利の関係は、あございます。従つて権利の関係は、あございます。とから追求はできるという形で解決をいたしますが、この権利として確定をいたしております前段階におきましても、これは決して、まあ侵害に何にもならないわけござりますので、これは、まず出願中の人権利を、いかに侵害したということにはならないわ

ります。

○説明員(日高準之介君)

登録をいたしました人が、一応登録さ

れる、そうして認定をされるという形

になります。

しまして、これが十五年続くという場

合におきましても、ものによりまして

は、これを非常に大量に輸出するとい

うことではなくて、一年に一二回輸出

する場合、少量あるいは回数が少く

輸出されるケースもあるわけござい

ます。そういう場合には、十五年間

続くことによつて、必ずしも一般に、

これが特定の者の使用するデザインで

あるといふふうな周知の状態にならな

い場合もあるわけでござります。そ

ういう意味で、この十五年間経過いた

しましても、必ずしもたゞいま御指摘

の、第三条第六号のデザインといふも

うのにはなりませんというふうに考

えておられます。

○島清君 二十四条によつて、認定機

関に審査の義務を課しつつ遅延なく審

査しなければならないと規定して

いるのです。

○島清君 二十四条によつて、認定機

関に審査の義務を課しつつ遅延なく審

査しなければならないと規定して

いるのです。

○説明員(日高準之介君)

登録をいたしました人が、一応登録さ

れる、そうして認定をされるという形

になります。

しまして、これが十五年続くという場

合におきましても、ものによりまして

は、これを非常に大量に輸出するとい

うことではなくて、一年に一二回輸出

する場合、少量あるいは回数が少く

輸出されるケースもあるわけござい

ます。そういう場合には、十五年間

続くことによつて、必ずしも一般に、

これが特定の者の使用するデザインで

あるといふふうな周知の状態にならな

い場合もあるわけでござります。そ

ういう意味で、この十五年間経過いた

しましても、必ずしもたゞいま御指摘

の、第三条第六号の特定の者は、登録しないで

おけば、永久に他人がまねることがで

きないで、事実上独占できることにな

るわけですね。本法による登録などを

すると、かえって、十五年間だけの独

占権になつてしまふことになるのです

ね。これは、どのように解釈されま

すか。

はかるということは、言うべくして、実際には期待ができないのではないであります。

それに基く私の質問なんですが、それに対して、御説明を願いたいと思います。

○説明員(日高津之介君) 現在自主協定でやつております繊維、陶磁器といふような例を見ましても、登録の場合は、大体一週間程度、それから認定一

実は、認定には二通りあるわけなんですが、認定には、作ります前に、他人のものをまねしたということで、あとでチェックをされれば、非常に損害が起りますので、作ります前に、こういうデザインでどうだろうという、そのデザイン、紙に書いたデザインの形で認定を受けるということが一つ考えられます。その次は、今度はできました品物、現物を出しますときに、これは登録デザインとその現物とが、間違いかないかという認定と二つございます。

それでその最初のデザイン紙のデザインで、こういうデザインのものを作りたいというふうな認定の場合は、せいいせい三日ぐらい、それからあとの現物を出しますときは、陶磁器その他おきましても、大体一日ないし三日と、その程度の日数を予定いたしております。

それで本法におきまして、大体、専門家の審査員を選ぶという建前としての品物別に、非常にこまかく指定をいたしまして、それによつて、この専門家の審査員を選ぶという建前としたのですが、むしろその指定貨物につまましては、かなり経験者が、それに

当るということになつております。そういう事情で登録につきましては、やはり同じようになります。

それから特に品物を出します場合の認定につきましては、これはできるだけこの輸出検査の段階で検査をやりますと同時に、それをいたしまして、ほんとんど認定のために日数を要するといふことがございませんように運営をして参ることにいたしております。

○島清君 たゞいま御答弁と関連するわけですか、デザインの審査には、一体何人が当るかということですね。関係業者にとって非常に重大な利害関係を持つているのです。二十二条の二号で、この審査人の資格を省令で定め、二十八条でその任用、解任について、省令は、意匠法の審査官を定める政令に準ずるものであるかどうか、具体的ながあれば、それをお示しをいただきたいと思うのです。

○説明員(日高津之介君) これは、現在繊維なり陶磁器なりの意匠センターでございますが、そのセンターにおける審査人においても、かなり厳格な資格要件を定めておりまして、大体、それが概要を申し上げますと、たとえば高等教育法によります大学、あるいは旧専門学校による専門学校で意匠に該する科目を習得をして、しかも戦後、一年以上専門の意匠について、業務の経験がある者、あるいは高等学

校、中等学校の卒業の場合には、この経験年数を二年以上にいたしまして、かまあ、そういうふうな学歴なり業歷につきまして、かなりの学歴なり業歷につきましては、かなり経験者が、それに

歴を要水をしております。本法におきます審査につきましては、やはり同様な、それにも似ましたような条件を定めますと、手数料についてですが、四十二条ですかに、輸出価格の千分の三以内となつてゐるので、手数料でござりますから、税金と異なつて負担能力によって定めるわけでなく、認定の難易ですか、容易であるかむずかしいかによって、その手数料の額がきまつてくるものと思うのです。従つて品物によつては、その差異はつくものとして解釈してよろしいかどうかですね。また実際には、千分の三以内でどのくらいに決定されるものが多いくらいに思えるかどうかですね。

また、特定貨物を輸出しようとすれば、だれでも申請料を払い、認定されないときでも、返却をされないのでない。中小業者にとっては、それでなくとも、いろいろの名目で各省への手続きが必要であり、その上デザイン法が加わるということになると、その手数料の額からいっても、これは無関心ではないといふべきであります。輸出秩序の確立のためとか輸出振興のためにと考えられた便法が、費用と手数の繁雜を来たすことによつて、かえつて中小企業の輸出意欲に水をさすような結果になりはしないかということも考えられるわけです。

○説明員(日高津之介君) 手数料につきましては、たゞいま御指摘通り、ことと雑貨の輸出業界におきましては、負担の問題がむしろ非常に批判的になつたことはございません。

○説明員(日高津之介君) 手数料につきましては、たゞいま御指摘通り、ことと雑貨の輸出業界におきましては、負担の問題がむしろ非常に批判的になつたことはございません。

対象になつております。その点にも、それなりに、この際一つ、その両者の関係について、本法が成立した場合の、こういった問題について、心配をしております業者に安心感を与えなければなりませんが、おおむねFOB価格の万分の六、そのほか特別手数料といふふうなものを取ります。それから繊維は、少し基準が違います。

ヤード当たり一錢、ただし一件六十円を最低とすると、うふうなきめ方でござります。そういう点を基準といたします。そこで、これは個々の品物によって異なるかと思うのでございますが、認定手数料としてはFOB価格の万分の六、七程度ではないか、大体、千分の一以下というふうに考えております。

なお、認定を受けましてから、輸出をしなかつた場合に返却されるかどうかという問題でございますが、これは、認定の手数料という建前でございましたので、認定を受けました以上は輸出をされません場合でも、これを返却するということはございません。

以上でございます。

それからまた、外国の工業所有権につきましては、ガゼットがござりますが、これは特許庁の方にきておりますのを認定機関の方へ回してもらいます。それからなお認定機関の方で登録をいたしましたデザインにつきましては、これを必ず特許庁の方へ連絡をとるというふうな形で、この登録デザインにつきましては、常時緊密な連絡をとりますと同時に、この認定機関の審査官につきましては、これを必ず特許庁の方へ連絡をとります。

それからなお認定機関の方で登録をいたしましたデザインにつきましては、これを必ず特許庁の方へ連絡をとりますと同時に、この認定機関の審査官につきましては、これを必ず特許庁の方へ連絡をとります。それからこの技術指導を行つて、この登録デザインにつきましては、常時緊密な連絡をとりますと同時に、この認定機関の審査機能につきまして、十分そこのないようにして、かよう考えております。



しては、よく報告をとることになつておるわけあります。

○阿部竹松君 そう、大臣はおっしゃいますけれども私はこの法案に関連して、ジエトロのそれぞれのお立場の人聞いてみたら、大臣の御答弁のようになつていません。

振興部長さんですか、もし、そういうことをやつておると、ということであれば、具体的に例をあげて一つ承わっておきましょう。

○説明員(日高準之介君) デザインのことを、今海外の調査等につきましては、まずジエトロにおきまして、毎年産業意匠の研究員といふもので、海外の学校でございますとか、あるいは、いろいろ意匠の研究所でござりますとか、そういうところに派遣員を出しております。

それからなお、デザインの研究につきましては、通産省所管の産業工芸試験所、あるいは工業試験所におきましても、留学生を派遣をいたしました。それから、さらにつきましては、この試験所の方におきましては、これは海外の専門家のデザイナーを招聘をいたしまして、国内に、そういう新しいデザインの奨励をやるということをやつております。それから、それで集めまして、そうして国内の模倣防止なり、あるいは優秀なデザインの奨励という事業をやつております。それから第三には、これは、今年度

三十四年度からいたすわけでございまが、やはりこれは、米国からござりますが、専門のデザイナーを数人、います。そして、ジエトロにして呼びまして、それをグループにして呼びまして、そして国内の各地を回りまして国内の特産品、あるいは新しいデザインのものを選び出させます。そして從来、それをただ選ぶだけにとどまつております。

○阿部竹松君 あなたは、通産省からをただ選ぶだけにとどまつております。それを生産の世話をかたのを、今度は、それをジエトロで買い取ら、あるいはそれをジエトロで買取った措置を、三十四年度におきましては行う予定になつております。

○説明員(日高準之介君) それから第四には、国内の優秀なデザイントーナメントをつけるというふうな一貫しまして、アメリカで展示をいたしました。それから第五には、国内の優秀なデザイントーナメントを奨励いたしますために、国内の優秀デザインを常時展示をいたします。

○説明員(日高準之介君) それから第六には、これは日本の中でも優秀なデザイントーナメントを奨励いたしますために、国内の優秀デザインを常時展示をいたします。そしてそこに展示をされたものは、これは日本の中で優秀なデザイントーナメントを奨励いたしますために、国内の優秀デザインを常時展示をいたします。そしてそこには、これは部長も知っている通り、わずかの金額で、わずかの金額の利子で、とにかくおやりなさということであります。中身はそうなりますと、これは、全然ものにならないわけ

であります。

○説明員(日高準之介君) それから、ジエトロの方でやっておりましても、そういうふうな形で、総合的に運営に努めるということで、これも三十四年度で、新たに予算を計上した次第でございます。

○説明員(日高準之介君) それから、ジエトロで行なっておりますデザイン関係の積極的事業といつしまして、それから、さらにつきましては、ジエトロにおきましては、この意匠センターにおきまして、その意匠の奨励をやるということをやつております。それから、なおジエトロにおきましては、次に、この内外の優秀見本を、それぞれ集めまして、そうして國内は、大蔵省からも、通産省からも、運輸省からも、大蔵省からも來ているようです。ところが、お金がなくて半身不随ね。もちろん理事は、農林省からも、農林省からも、運輸省からも、通産省からも、大蔵省からも來ているようです。あなたがおっしゃったのは、單なる国会答弁だけで、法律をたくさんいませんが、織維の意匠センター、あるいは陶磁器の意匠センター、それから雑貨の意匠センターにおきまして、それが輸出市場向の紋様なりデザ

インの研究でござりますとか、そういうふうな事業をやつておりますが、それに対しまして、政府から若干の経費を出ししているというような形で、積極的事業をやつております。

○阿部竹松君 あなたは、通産省から海外へ留学生を派遣して研究させてい

るおとおしゃつたけれども、大体、今申し上げた通り、外國では、五年も十一年も、それぞれ現地へ行って、その現地にマッチするものとか、それの海外へ留学生を派遣して研究させてい

ます。その範囲で……。そのほかジエトロといましましては、別に恒常的なものをしております。

○説明員(日高準之介君) 従つて、そういう機構を、できるだけの置いております。

○説明員(日高準之介君) それから、ジエトロの方でやっておりましても、そういうふうな形で、総合的に運営をするように徐々に指導をいたしておるわけでござります。従つて、この

○説明員(日高準之介君) 途上でござりますので、ただいま御指摘のよう方向にできるだけ進めて参考用の機関を開けるだけ総合的に動かすという形に、現在指導をいたしております。

○説明員(日高準之介君) それから、ジエトロで行なっておりますデザイン関係の積極的事業といつしまして、それから、さらにつきましては、ジエトロにおきましては、この意匠センターにおきまして、その意匠の奨励をやるということをやつております。それから、ジエトロにおきましては、次に、この内外の優秀見本を、それぞれ集めまして、そうして國内は、大蔵省からも、通産省からも、運輸省からも、大蔵省からも來ているようです。ところが、お金がなくて半身不随ね。もちろん理事は、農林省からも、農林省からも、運輸省からも、通産省からも、大蔵省からも來ているようです。あなたがおっしゃったのは、單なる国会答弁だけで、法律をたくさんいませんが、織維の意匠センター、あるいは陶磁器の意匠センター、それから雑貨の意匠センターにおきまして、それが輸出市場向の紋様なりデザ

だいま御指摘通り、デザイナーの派遣とかいうようなものは、かなり日本では、非常に短かいのでござりますが、非常に短かいのでござりますが、そこで朗読をさせていただきます。

○阿部竹松君 あなたは、通産省から海外へ留学生を派遣して研究させてい

ます。その範囲で……。そのほかジエトロといましましては、別に恒常的なものをしております。

○説明員(日高準之介君) 従つて、そういう機構を、できるだけの置いております。

○説明員(日高準之介君) それから、ジエトロの方でやっておりましても、そういうふうな形で、総合的に運営をするように徐々に指導をいたしておるわけでござります。従つて、この

○説明員(日高準之介君) 途上でござりますので、ただいま御指摘のよう方向にできるだけ進めて参考用の機関を開けるだけ総合的に動かすという形に、現在指導をいたしております。

○説明員(日高準之介君) それから、ジエトロで行なっておりますデザイン関係の積極的事業といつしまして、それから、さらにつきましては、ジエトロにおきましては、この意匠センターにおきまして、その意匠の奨励をやるということをやつております。それから、ジエトロにおきましては、次に、この内外の優秀見本を、それぞれ集めまして、そうして國内は、大蔵省からも、通産省からも、運輸省からも、大蔵省からも來ているようです。ところが、お金がなくて半身不随ね。もちろん理事は、農林省からも、農林省からも、運輸省からも、通産省からも、大蔵省からも來ているようです。あなたがおっしゃったのは、單なる国会答弁だけで、法律をたくさんいませんが、織維の意匠センター、あるいは陶磁器の意匠センター、それから雑貨の意匠センターにおきまして、それが輸出市場向の紋様なりデザ

する次第でございまして、皆様方のお手元にお配りを申し上げております。が、ここで朗読をさせていただきます。

○正案 輸出品デザイン法案に対する修正案

第一條第二項及び第二十一條第一項中「輸出入取引等の秩序の確立に関する法律」を「輸出入取引法」に改める。

以上、簡単なものでござります。

○説明員(日高準之介君) 修正の理由は、質疑の際に申し上げましたが、輸出入取引法の改正案

が、今国会に提出をされておりますが、その改正案が通過するという前提のもとに、ただいまの輸出品デザイン法案が提出されたために、輸出入取引法というべきところが、輸出入取引等の秩序の確立に関する法律という法律案になります。

○説明員(日高準之介君) これが、改訂案が提出されるのでござります。ところが、輸出入取引法の改訂案は、衆議院においても、審議が進んでおりませんので、この際、本法案に援用している法律の名を、現行の輸出入取引法に戻しておきたいと思うからでございます。

○説明員(日高準之介君) 修正案は、以上の通りでござります。これが、何とぞ、御賛成のほどをお願い申しあげます。

○説明員(日高準之介君) 他に御質疑はございませんか。

○島清君 私は、本法案に、わずか

点について修正を施して、その修正部

分を除く原案に賛成したいと思うので

あります。この修正案につきまして

は、各派の理事の諸君ともおはかりを

いたしまして、合議の上、ここに提出

正案を問題に供します。修正案に賛成

の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(大竹平八郎君) 全会一致と認めます。よって、島君提出の修正案は、

次に、修正部分を除く原案を問題に供します。修正部分を除く原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(大竹平八郎君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は、全会一致をもつて修正すべきものと議決されました。なお、議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願います。本日は、これをもつて散会いたします。

午後三時三十九分散会

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、石炭鉱業合理化臨時措置法の一  
部を改正する法律案(予備審査の  
ための付託は二月二十八日)

一、小売商業特別措置法案(予備審  
査のための付託は十二月十日)

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。  
一、中小企業等協同組合法第二十三  
条の三の特別措置実現促進に関する  
請願(第一四九〇号)  
一、計量法第四十七条改正に関する  
請願(第一四九三号)  
一、小売商業特別措置法案の一部修  
正等に関する請願(第一四五五号)  
(第一五二四号)(第一四五五号)  
(第一五九四号)

第一四九〇号	昭和三十四年三月 十三日受理	紹介議員 齋藤 昇君 水谷良	業協同組合理事長 清 四 三重県津市広明町三三 中小企業等協同組合法第二十三条の三 の特別措置実現促進に関する請願 請願者 三重県津市広明町三三	一、百貨店法の一部改正に関する請 願(第一五九五号)
第一四九四号	昭和三十四年三月 十三日受理	紹介議員 阿部 竹松君 七日本製鋼所生活協同 組合理事長 星正義	小売商業特別措置法案の一部修正等に 関する請願 請願者 北海道室蘭市御前水町 七日本製鋼所生活協同 組合理事長 星正義	一、百貨店法の一部改正に関する請 願(第一五九五号)
第一四九四号	昭和三十四年三月 十九日受理	紹介議員 阿部 竹松君 吉三	小売商業特別措置法案の一部修正等に 関する請願 請願者 長野市大字南長野字幅 下六九二ノ二長野県庁 生活協同組合長 笠原 吉三	一、百貨店法の一部改正に関する請 願(第一五九五号)
第一五九五号	昭和三十四年三月 十九日受理	紹介議員 阿部 竹松君 山口 重彦君	百貨店法の一部改正に関する請願 請願者 東京都葛飾区本田立石 町六〇一協同組合葛飾 共販会理事長 斎藤金 藏	一、百貨店法の一部改正に関する請 願(第一五九五号)

第一四九三号	昭和三十四年三月 十三日受理	紹介議員 岸 良一君 南与之	計量法第四十七条改正に関する請願 請願者 東京都千代田区神田小 川町三ノ二六財團法人 日本厚生振興会理事長	用温度計(苗床計)は、販売登録規定か ら除外し、自販販売とするよう、同法 第47条を改正せられたいとの請 願。
第一五二四号	昭和三十四年三月 十六日受理	紹介議員 阿部 竹松君 吉三	計量法第四十七条改正に関する請願 請願者 東京都葛飾区本田立石 町六〇一協同組合葛飾 共販会理事長 斎藤金 藏	計量法第四十七条改正に関する請願 請願者 東京都葛飾区本田立石 町六〇一協同組合葛飾 共販会理事長 斎藤金 藏
第一五九五号	昭和三十四年三月 十九日受理	紹介議員 山口 重彦君	計量法第四十七条改正に関する請願 請願者 東京都葛飾区本田立石 町六〇一協同組合葛飾 共販会理事長 斎藤金 藏	計量法第四十七条改正に関する請願 請願者 東京都葛飾区本田立石 町六〇一協同組合葛飾 共販会理事長 斎藤金 藏

第一五九五号	昭和三十四年三月 十九日受理	紹介議員 阿部 竹松君 山寺敏	百貨店法は、昭和三十一年戦後唯一の 小売商店保護の立場を明記した立法とし て全国小売商の熱望と期待のうちに制 定されたが、その後の法律施行状況は 必ずしも実効を期するに十分な法律と はいいがたいから、事態の推移をあわ せ考慮し、大資本百貨店による圧迫か ら小売商の事業活動を保護するため、 ともに、少くとも百貨店がチケット販 売を行うなどの行き過ぎた営業行為を 規制する条項を加えるなど、百貨店法 をすみやかに強化改正せられたいとの 請願。
第一五九五号	昭和三十四年三月 十九日受理	紹介議員 阿部 竹松君 山寺敏	この請願の趣旨は、第一四五五号と同 である。

昭和三十四年四月一日印刷

昭和三十四年四月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局